額」の下に「（当該課税仕入れの対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。）に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。第三十二条第一項において同じ。）」を加え、同項第三号八中「次項第三号」を「次項第五号」に改め、同条第九項中「掲げる書類」の下に「及び電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。第二号において同じ。）」を加え、同項第一号中「以下この号」を「次号及び第三号」に、「当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者」を「適格請求書発行事業者に限る。次号において同じ。」に、「請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項（当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項）が記載されているもの」を「適格請求書又は適格簡易請求書」に改め、同号イからホまでを削り、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「その行った課税仕入れ」の下に「（他の者から受ける課税資産の譲渡等のうち、第五十七条の四第一項ただし書又は第五十七条の六第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「次に掲げる」を「課税仕入れの相手方の氏名又は名称その他の政令で定める」に改め、同号イからホまでを削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　事業者がその行った課税仕入れ（卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる課税仕入れとして政令で定めるものに限る。）につき当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者から交付を受ける請求書、納品書その他これらに類する書類で政令で定める事項が記載されているもの

第三十条第九項第一号の次に次の一号を加える。

二　事業者に対し課税資産の譲渡等を行う他の事業者が、第五十七条の四第五項の規定により当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付すべき適格請求書に代えて提供する電磁的記録

第三十二条第一項中「行った課税仕入れ」の下に「（第三十条第一項の規定の適用を受けたものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、「（第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第一項」を「同項」に改め、同項第一号中「百十分の七・八」の下に「（当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四）」を加え、同条に次の一項を加える。

8　第一項第一号に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算の細目に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条第一項中「百十分の七・八」の下に「（当該課税仕入れに係る棚卸資産が他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が軽減対象課税貨物である場合には、百八分の六・二四）」を加える。

第三十七条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「又は」を「、又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「当該各号に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日」を「同項第一号若しくは第二号に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日又は同項第三号に規定する高額特定資産の仕入れ等の日」に、「から当該各号」を「から同項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該事業者が第十二条の四第一項に規定する場合に該当するとき（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　同項に規定する高額特定資産に係る同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日（当該高額特定資産が同項に規定する自己建設高額特定資産である場合にあつては、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が完了した日の属する課税期間の初日）以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

第三十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第二号の規定により、当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除して控除しきれない金額があり、かつ、当該控除しきれない金額を前項第一号に掲げる金額から控除してなお控除しきれない金額（以下この項において「控除未済金額」という。）があるときは、当該控除未済金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

第三十七条の二第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第六項中「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第三十八条第一項中「百分の十」の下に「（当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、百分の八）」を、「百十分の七・八」の下に「（当該売上げに係る対価の返還等が軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四）」を加える。

第三十九条第一項中「百十分の七・八」の下に「（当該税込価額が軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四）」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第一項に規定する税込価額に係る消費税額の計算の細目に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条第一項第一号中「課税資産の譲渡等に係る」の下に「税率の異なるごとに区分した」を加え、同項第二号中「課税標準額」を「税率の異なるごとに区分した課税標準額」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する事業者が、同項に規定する中間申告対象期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等につき交付した適格請求書（第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。第四十五条第五項において同じ。）又は適格簡易請求書（第五十七条の四第二項に規定する適格簡易請求書をいう。第四十五条第五項において同じ。）の写しを第五十七条の四第六項の規定により保存している場合（同項の規定により同項の電磁的記録を保存している場合を含む。）には、当該課税資産の譲渡等に係る第一項第二号に掲げる税率の異なるごとに区分した課税標準額に対する消費税額については、同号の規定にかかわらず、第四十五条第五項の規定の例により計算した金額とすることができる。

第四十五条第一項第一号中「」に係る」の下に「税率の異なるごとに区分した」を加え、同項第二号中「課税標準額」を「税率の異なるごとに区分した課税標準額」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定による申告書を提出する事業者が、当該申告書に係る課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等につき交付した適格請求書又は適格簡易請求書の写しを第五十七条の四第六項の規定により保存している場合（同項の規定により同項の電磁的記録を保存している場合を含む。）には、当該課税資産の譲渡等に係る第一項第二号に掲げる税率の異なるごとに区分した課税標準額に対する消費税額については、同号の規定にかかわらず、当該適格請求書に記載した同条第一項第五号に掲げる消費税額等その他の政令で定める金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。ただし、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第二項本文又は第十八条第一項の規定その他政令で定める規定の適用を受ける課税資産の譲渡等については、この限りでない。

第四十七条第一項第一号中「数量及び」を「数量、」に改め、「いう。）」の下に「及び税率」を加える。

第五十七条第一項第一号中「次号」の下に「及び第二号の二」を加え、同項第二号中「場合（」の下に「次号に掲げる場合に該当する場合並びに」を、「提出している場合」の下に「及び次条第一項の登録を受けている場合」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二　第十二条の四第一項の規定の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が千万円以下となつた場合（第九条第四項の規定により届出書を提出している場合及び次条第一項の登録を受けている場合を除く。）　当該事業者